

瀬戸浄化センターほか運転管理業務委託

特記仕様書

岡山市 下水道河川局 下水道施設部 下水道施設管理課

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 本仕様書は、瀬戸浄化センター及び岡東浄化センターでの下水処理を適切に行うことを目的とした運転業務（以下「業務」という）の実施について必要な事項を定める。
- 2 受託者は、瀬戸浄化センター及び岡東浄化センターの機能を十分達成できるよう契約書、仕様書、下水道施設設計指針及び解説、下水道維持管理指針、その他関係書類に基づき能率的、経済的に業務を履行しなければならない。
- 3 受託者は、本市が定める保守点検表及び（一社）河川ポンプ施設技術協会発行「ポンプ施設の建設と管理」によって点検整備及びポンプ運転を実施するほか、下水道維持管理指針等の文献を十分に活用すること。

(業務の範囲及び履行場所)

- 第 2 条 本業務の範囲は、特記仕様書に掲げる施設の範囲とし、履行場所は原則として下記及び下記近隣関連施設所在地先とする。

瀬戸浄化センター	岡山市東区瀬戸町江尻 9 8 0 番地
岡東浄化センター	岡山市東区升田 6 1 4 番地 1 1

(業務の期間)

- 第 3 条 本業務の契約期間は次のとおりとする。
- 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

(業務内容)

- 第 4 条 本業務の内容は次のとおりとし、業務内容の詳細は第 3 4 条による。
- (1) 運転操作・監視業務
- (2) 保守点検等業務

(関係法令の遵守)

- 第 5 条 受託者は、業務実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。また、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行う。関係法令等の一例として、下水道法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、酸素欠乏症等防止規則、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、電気事業法、エネルギーの使用の合理化に関する法律及びそのほか関係法令（以下「関係法令等」という）を遵守しなければならない。
- 2 適用を受ける関係法令・規格等は改定等があった場合は最新のものとする。

(運転業務等)

- 第 6 条 瀬戸浄化センターの運転業務は、次の各項により行わなければならない。
- (1) 瀬戸浄化センターの処理水質は、関係法令等に定める基準及び本市が定める基準に適合するよう運転管理に最善を尽くすこと。
- (2) 機器の運転操作は、本市が貸与する所定の機器取扱説明書・操作説明書・関係図書等に基づいて行うこと。
- (3) 瀬戸浄化センターの保守点検等とは、施設の巡視点検・整備・軽微な修理・塗装及び清掃等を言い、常に良好な状況保持に努めること。
- (4) 緊急事態の発生に際しては、受託者の成し得る最善策を講じた後、直ちに監督員

又は本市係員(以下監督員等という。)に連絡しその指示に従うこと。

(5) 施設設備故障発生時、降雨等の緊急時においては、迅速に適切な体制(おおむね1時間以内に参集)がとれるようにすること。

(6) 疑義のある場合は、監督員等と協議し、その指示に従うこと。

(業務時間)

第7条 第4条に掲げる業務の勤務を要する時間は原則として次のとおりとする。

瀬戸浄化センター：年間を通して8時00分から17時00分まで

岡東浄化センター：年間を通して8時30分から17時00分まで

2 勤務時間は週40時間とする。ただし、監督員等との協議及び、適正管理上業務時間変更の必要が生じた場合には、この時間を越えて作業を行わなければならない。当該時間外業務の内容等(具体的業務、所要人員、時間等)は、監督員等に書面にて報告すること。

(非常時の対応)

第8条 受託者は、集中豪雨・雷・台風・火災・停電・重大事故等の緊急事態発生に備え、従業員を非常招集できる体制を確立しておくこと。

2 緊急事態が発生したときは、ただちに業務に支障のないように適切な措置を講じるとともに、監督員等に報告すること。

3 大雨、台風など予測される場合や異常事態発生時には次の各号について適切に対応すること。またその結果を、監督員等に書面にて報告すること。

(1) 予め人員を所定の浄化センターに配置し流入水量増加に備え、体制を整えること。

(2) 瀬戸浄化センターでは流入ゲート、ポンプ等の運転操作や監視を適時適切に実施すること。その他、主機や補機類の点検を行い安定した運転が継続されるよう機器の点検を怠らないこと。

(3) 瀬戸浄化センターで異常が発生したときには、岡東浄化センター監視室または監督員等に連絡し、指示を受けて適切に対応すること。但し、現場で応急対応可能な異常は現場で対処し、その結果を岡東浄化センター監視室または監督員等に報告すること。

(4) 岡東浄化センター監視室に監督員等が不在の場合は班長若しくは所属長に連絡し指示を受けること。

(5) 保守点検等を実施している施設で緊急事態が発生している場合には、監督員等からの指示により配置可能な人員を現場に配置し現場の状況を把握すること。その結果を監督員等に連絡し、連携して復旧に努めること。

4 地震、火災、津波、豪雨、浸水、停電など自然災害や重大事故が発生した場合には、配備可能な人員の安否確認を行い、作業員を当該施設に配置し、その結果を監督員等に直ちに連絡すること。配置完了後は監督員等の指示により次の業務を行うこととする。この対応によって生じた費用については契約変更等の対象とする。ただし受託者の責任によって発生した事案についてはこの限りではない。

- (1) 被災施設の状況を調査しその内容について監督員等に連絡すること。また、事後速やかに報告書を提出すること。岡東浄化センター監視室との交信記録メモ保管しておくこと。報告書を提出した後はこの限りではない。
 - (2) 汚水の揚水機能を確保することを最優先に監督員等と連携して応急復旧に努める。
 - (3) 被災した施設の電源を遮断するなど、安全を確保した後、室内、手摺、機械設備、電気設備などの汚染を除去し、簡易洗浄等を実施する。
- 5 受託者は年に一度下水道河川局で行う災害発生時に適切な業務の執行及び早期の復帰作業を目的とした訓練（呼称BCP：下水道業務継続計画）に参加すること。
 - 6 受託者は、前各項の緊急事態の報告を速やかに書面にて行うこと。

（勤務者の配置）

- 第9条 受託者は、瀬戸浄化センターの運転、保守点検等を適正に実施するために必要な有資格者等（第10条）を配置すること。
- 2 受託者は業務遂行に支障をきたさないよう必要な人員を常に確保し、勤務させること。
 - 3 従業員が監督員等の職務執行を妨げ、又はその指示に従わず、業務遂行上著しく不相当と認められる場合、本市は受託者に対して当該従業員の変更を指示することができる。

（有資格者等の選任）

- 第10条 受託者は、本業務の実施に必要な次に掲げる有資格者を選任し、本市の承諾を得なければならない。
- (1) 下水道処理施設維持管理資格者（下水道法第22条第2項の有資格者）
 - (2) 第2種酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - (3) 危険物取扱者（乙種4類）又は（甲種）
 - (4) 玉掛け技能講習終了者
 - (5) クレーンの運転の業務に係る特別教育終了者
 - (6) その他業務の履行上必要な資格者
- 2 受託者は、本業務の実施に必要な次に掲げる管理者・責任者を選任し、本市に届け出なければならない。
- (1) 化学物質管理者
 - (2) 保護具着用管理責任者

第2章 業務要領

（業務予定表等）

- 第11条 受託者は毎月25日までに翌月の勤務表・作業予定表等（以下「業務予定表」という。）を提出し、監督員等と協議しなければならない。
- 2 受託者は、月替わり後、速やかに前月の月次報告書を提出しなければならない。
 - 3 受託者は、（監督員等と協議して）決定した業務予定表に従い、誠実・確実にその業務を履行しなければならない。

(機器の点検整備結果)

第12条 点検の結果、異常を発見した場合には、直ちにその状況を監督員等に報告し、ストックマネジメントデータベースへ入力し、その対応を協議し、指示に従うこと。

(業務従事者の安全教育・研修)

第13条 受託者は、業務従事者の安全教育・研修を行い、業務に関する技術上の知識及び技能の修得に努めなければならない。

2 受託者は、安全教育の実施報告をしなければならない。(実施中の写真に実施日、実施内容を記載すること。)

(作業内容の変更)

第14条 本市は、機器の修理等のため一時的に機器の運転を中止しようとする場合には、受託者にその旨を通知しなければならない。

(施設への立入禁止)

第15条 受託者は、本市の管理する施設のうち、業務実施上必要と認める場所以外の施設に無断で立ち入ってはならない。

(修理・造作)

第16条 受託者は、点検・整備で発見した不良箇所や故障の発生箇所のうち、備付け工具、支給材料等を用い修理可能なものについては、監督員等の承諾を得て修理すること。但し、緊急を要する場合は応急処置を行った後、監督員等に報告し、その指示に従うこと。ここでの修理は部品の交換、配管部材の脱着、パッキンの交換、電子部品の交換、ピンホールの補修などを挙げる。

3 点検・整備で発見した不良箇所や故障の発生箇所について、原因の究明に努めること。

4 受託者は、改造工事・修繕・委託等、他の事業者の実施する別途業務に伴う運転方法の変更、及び別途業務の実施に必要な軽易な造作は、監督員等と協議して実施しなければならない。

(運転記録等)

第17条 受託者は、本市が定めた運転日誌等に所要事項を記入し、運転状況等委託業務に関して、監督員等に報告しなければならない。

(安全・衛生の確保)

第18条 瀬戸浄化センター及び岡東浄化センターには多くの機械・電気設備等が設置され、酸素欠乏や有害ガスの発生が起こるおそれのある箇所又は高所危険箇所が多いため、業務実施にあたっては安全の確保に十分留意しなければならない。又、下水の中には種々の細菌や寄生虫卵等が多く含まれているので、衛生には十分留意すること。

(火災の防止)

第19条 受託者は、火元責任者を選び、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難・事故の防止等)

第20条 受託者は、現場における設備・機器・備品・工具等の盗難、及び不法侵入者の防止、並びに事故の発生を未然に防止するため、十分監視を行わなければならない。

(門扉の管理)

第21条 施設管理上施錠を要する扉・窓等は、通常業務完了後に施錠し、また開始前に開錠すること。

(照明等の管理)

第22条 受託者は照明の点灯など、できるだけ節電に努めること。また、自動点灯する照明は、点灯時間、消灯時間の調節を行うこと。

(業務完了後新たな受託者に引継ぐ場合)

第23条 受託者は、業務が完了し、新たな受託者へ引継ぐ場合には施設が正常に稼働するように、本市と協議して必要な措置を講じること。

第 3 章 その他

(事務室等の使用)

第24条 事務遂行に必要な事務室、控室等（以下「事務室等」という。）は、一般仕様書第2条第1項第8号の定めに従い使用承諾、または、変更承諾を得て使用すること。尚、契約期間中は無償で貸与する。

- 2 事務室等の使用期間中に、受託者の不注意で汚損等があった場合は、受託者の費用で直ちに修復しなければならない。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水費は無償とするが、その使用を必要とする器具については事前に機器使用願等を提出し監督員等の承諾を得ること。又、変更する場合も同様とし、その使用にあたっては節約に努めなければならない。
- 4 受託者が運転管理業務以外に、必要とする電話は受託者の責任と負担にて設置しなければならない。

(完成図書・工具の貸与・備品の整理)

第25条 業務履行上必要と認めた完成図書・特殊工具・特殊試験器具等は本市が貸与する。なお、貸出の際に遅滞なく借用書を提出しなければならない。

- 2 受託者は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し責任をもって適正な維持管理を行わなければならない。
- 3 貸与品を受託者の帰責事由により損傷・盗難・紛失等した場合は、受託者がこれを直ちに修理又は弁済しなければならない。
- 4 保守点検等に必要と小型工具類や測定器具類等は、原則として受託者の負担とする。

(事務用品等)

第26条 業務処理に必要な事務器具・事務用品は、第28条に掲げる支給品を除いて受託者の負担とする。

(従業員の服装等)

第27条 受託者は、従業員に統一した制服を着用させ、受託者の職員であることを明示する社章名札等を着けさせ、従業員であることを明確にすること。

2 業務従事者は、作業上義務付けられた保護具、ヘルメット、作業服及び作業靴（安全靴）等の使用着用を忘れてはならない。

(負担区分)

第28条 業務上必要とする次の経費は本市が負担（支給）する。なお、その受渡し及び取扱いは本市の指示に従い適正に実施すること。

- (1) 光熱水費（電気・水道・ガス）
- (2) 作業用薬品等
- (3) 潤滑油類等（補充及び交換用のオイル・グリース等）
- (4) 作業用燃料等（雨水ポンプ等・発電機）
- (5) 塗装材料等（補修用塗料等）
- (6) 特殊工具・器具等
- (7) そのほか本市が必要と認めるもの

2 受託者は、電力、用水等の使用に際しては、常に省エネルギーの見地から節約に努めること。

(雑則)

第29条 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても浸水の防除、生活環境改善、公共用水域の水質保全等の市民生活、社会活動上重要不可欠な公共施設である認識を常に持ち、運転管理上当然必要な業務は良識ある判断に基づいて、これを誠実、確実に行わなければならない。又、受託者は、円滑な事務事業の遂行を実施するため常に関係業者と緊密な協力体制で臨むこと。

(規律維持)

第30条 受託者は本業務処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(疑義等)

第31条 本仕様書に疑義を生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

(喫煙)

第32条 受託者は各機場の敷地内では喫煙しないこと。

(その他関係業務への協力)

第33条 受託者は管路調査等その他関係業務により、各ポンプ場の送水停止及び管底運転等が必要な場合は協力すること。

第4章 業務詳細

(委託業務詳細内容)

第34条 受託者の行う業務の内容は次のとおりとする。

(業務詳細内容)

(1) 瀬戸浄化センターほか水処理施設運転操作監視業務

ア 各機器の運転操作、監視業務

(ア) 瀬戸浄化センター監視室において、送気量の増減、返送汚泥量、余剰汚泥の引抜き量の調整等、水処理機器の設備機器の運転、操作及び監視業務を行うこと。次の放流水排水基準値に基づき良好な放流水質の維持に努め、適正で安定した水処理を行うこと。

- ・ B O D 1 5 m g / L
- ・ S S 4 0 m g / L
- ・ T - N 2 0 m g / L
- ・ T - P 2 m g / L

(イ) 受電設備の監視、受電盤、監視盤、現場盤の監視等及び計装設備の調整等を行い、水処理施設及び汚泥処理施設の適正な維持管理に努めること。

イ 水質分析業務

行政機関の休日に関する法律に規定する休日を除き、次に掲げる表の水質分析を瀬戸浄化センター及び岡東浄化センターで行い記録すること。この場合において、測定、分析方法は、監督員等の指示による。また、測定、分析結果については、速やかに本市担当者へ報告すること。

一方の浄化センターで業務を行うことができない場合にはそれに替えて他方の浄化センターにて業務を行うこととし、その際その種類、項目及び頻度は監督員の指示による。※毒劇物が必要な業務は岡東浄化センターで行うこと。

瀬戸浄化センター

種類	項目	頻度
流入水	サンプラー採水, コンポジット試料作成	1回/月
	pH, COD, SS	
混合液	水温, pH, MLSS, SV, RSSS	4回/週
	NH4-N, NO3-N(パックテスト)	2回/週
最終沈殿池	pH	4回/週
	NH4-N, NO3-N(パックテスト)	2回/週
	汚泥界面	5回/週
放流水	水温, 透視度, pH, SS, COD, 残留塩素	2回/週
	NH4-N, NO3-N	1回/週(必要に応じて)
貯留槽引抜汚泥	固形分(TS)※脱水機運転時	3回/週
脱水ケーキ	含水率※脱水機運転時	3回/週

岡東浄化センター

種類	項目	頻度	
	初沈	SS, NH4-N	1回/週
混合液	前段好気槽	pH, MLSS, NH4-N	3回/週(月・水・金曜)
	後段好気槽	pH, MLSS, SV, NH4-N, NO3-N	3回/週(月・水・金曜)
	返送汚泥	RSSS	3回/週(月・水・金曜)
機械濃縮	投入汚泥	固形分	1回/週
	機械濃縮汚泥	固形分	1回/週
	分離液	SS, TP	1回/週
汚泥脱水	処理汚泥	pH, SS, 固形分, 有機分, TP(dry)	1回/週
	脱水ケーキ	水分, 有機分, TP(dry)	1回/週
	脱水ろ液	SS, TP	1回/週
処理水	終沈	pH, COD, SS, TN, TP	1回/週
	放流水	pH, COD, SS, TN, TP	1回/週

ウ 分析に必要な試薬等の準備, 試験器具の洗浄、片付け

エ その他各種日誌等の記録, 整理

オ 瀬戸浄化センターの機器故障及び雷, 大雨等の緊急対応等

(ア) 突然の機器故障に対応できるよう, 維持管理の安全体制の確立を行うこと。

(イ) 緊急時は直ちに関係者に対する連絡, 通報による体制確立を計るとともに, 各機器の運転操作, 監視業務等を確実にを行うこと。

(ウ) 非常(警報)通報装置による異常, 故障等の情報による対応状況を監督員等に連絡し報告を行うこと。

(2) 瀬戸浄化センター汚泥処理施設運転操作業務

ア 脱水機ほか汚泥処理各機器の運転操作, 監視

(ア) 適切な脱水運転, 監視を行い脱水ケーキの含水率低下に努めること。

イ 汚泥処理各施設の運転記録, 日誌の整理及び巡視

ウ 脱水運転及び作業は, 監督員等と協議の上、実施すること。

(3) 瀬戸浄化センター維持管理(保守点検等含む)業務

ア 保守管理

(ア) 瀬戸浄化センターの日常点検は, 時間を決めて運転状態の設備, 機器を巡回し, 異常の有無を確認した結果は日常点検表に記録すること。

(イ) 瀬戸浄化センターの定期点検は, 月に一度時間を決めて機器等の磨耗, 劣化等を設備, 機器を巡回し停止機器は試運転を行い, 異常の有無を確認し結果は, 月例点検表に記録する。

(ウ) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき, 空調機器の簡易点検を行う。

イ 異常時の処置

(ア) 点検により発見した異常, 故障は直ちに点検表等に記録し, 監督員等に報告すること。なお, 軽微な異常, 故障等は監督員等と協議し対処すること。

(第2章第16条に準ずる)

ウ 日常作業その他必要業務

- (ア) し渣・スカム等の除去及び沈殿池越流水路等の清掃等
直接又は間接的に放流水の水質に影響を与える、し渣・スカム等の除去及び沈殿池越流水路等の清掃作業等を行い、放流水質の安定に努める。
- (イ) 機器周辺の整理清掃
- (ウ) 減速機等付属機器のオイル交換
- (エ) その他監督員等の指示，協議による業務
- エ その他各種日誌等の記録，整理
- オ 清掃，整理等
 - (ア) 瀬戸浄化センター各施設内を適宜清掃するとともに，敷地内の除草等を適宜実施すること。
 - (イ) 分配槽（計3槽）内のし渣等の除去及び清掃をすること。回数は1回／年度とし、その時期については監督員と十分に打ち合わせを行い決定すること。
 - (ウ) 物品等は常に整理，整頓し，清潔に努めること。
 - (エ) 自動分析装置から出る排水サンプル液を適宜収集運搬し、処分すること。
- カ 場内門扉等の施錠管理
 - (ア) 施設管理上施錠を要する扉，門扉等，又は監督員等が指示する門扉等は，通常作業完了後に消灯，施錠等の適正管理に努めること。

第5章 施設概要

(施設概要)

第35条 瀬戸浄化センター

所在地	岡山市東区瀬戸町江尻980番地
処理能力(日最大) (m ³ /日)	7,575
水処理方式	オキシデーションディッチ法(高度処理)
脱水方式	多重板型スクリュプレス脱水機
排除方式	分流式

主要施設名	施設概要	摘要
管理棟	鉄筋コンクリート造*主ポンプ・管理棟・汚泥管理棟の合棟 *地下2階地上3階*延床面積1864.3m ²	
沈砂池	幅1.5m*長2.1m*深2.5m*2池	
オキシデーションディッチ	長円形槽*幅5.5m*長154.0m*深3.0m*3池 日最大2,525m ³ /日・池	覆 蓋 有
最終沈澱池	中央駆動支柱型*径20.0m*深3.5m*3池 日最大2,525m ³ /日・池	覆 蓋 有
汚泥脱水設備	多重板型スクリュプレス脱水機*1台	

設備機器名	設備概要
流入ゲート	角型外ネジ式:600*800H(設計水深6.4m)*0.75Kw*2台
ポンプ井連絡ゲート	500*500*設計水深3.7m*手動*1台
放流水槽流入ゲート	400*400*設計水深4.1m*手動*2台
放流水槽連絡ゲート	400*400*設計水深4.1m*手動*1台
主ポンプ	水中型:200φ*3.1m ³ /分*13.4m*11Kw*400V*4P*直入*2台 水中型:250φ*6.2m ³ /分*12.5m*22Kw*400V*6P*スターデルタ*2台

自動除塵機	自動バースクリーン型：目巾 20mm*0.75w*400v*1 台 ダブルチェーン式背面掻揚型：800W*1,900 深*5mm 目巾 *0.75Kw*400V*1 台
し渣脱水機	2 軸対抗スクリー型：600L/時*0.75Kw*400V*1 台
揚砂ポンプ	水中型：80 φ *0.5m ³ /分*20m*7.5Kw*400V*1 台
沈砂分離機	サイクロン型：100 φ *0.5m ³ /分*1 台
放流ポンプ	水中型：200 φ *3.1m ³ /分*9.5m*11Kw*400V*4P*直入*2 台 水中型：250 φ *6.2m ³ /分*9.5m*22Kw*400V*6P*スターデルタ *2 台
曝気機	縦軸型機械式曝気装置：2300 φ *39~8.7rpm*22Kw*4P*6 台
汚泥掻寄機	中央駆動支柱型：20,000 φ *3,000H*0.75Kw*3 台
返送汚泥ポンプ	吸込スクロー型：φ 150*φ 125*1.8m ³ /分*7.0m*5.5Kw*400V*6 台
余剰汚泥ポンプ	吸込スクロー型：φ 100*φ 80*0.4m ³ /分*10.0m*2.2Kw*400V*4 台
雑用水給水ユニット	圧力タンク方式：0.35m ³ /分*3-4.3kg/cm ² *1 基 ポンプ：40 φ *0.175m ³ /分*30m*3.7Kw*400V*2 台
雑用水ストレーナー	自動逆洗式：80 φ *0.35m ³ /分*1 台
ろ過水原水ポンプ	水中型：50 φ *0.18m ³ /分 * 15m*1.5Kw*400v*2 台
砂ろ過用ストレーナー	自動逆洗式：80 φ *0.18m ³ /分*0.4Kw*1 台
砂ろ過設備	移床式上向流連続砂ろ過器：200m ³ /日*1m ² *200m/日*1 台
砂ろ過用空気圧縮機	可搬式空気圧縮機：60L/分*8.5kg/cm ² *0.75w*2 台
砂ろ過用エアドライヤ	冷凍式：330L/分*0.1Kw*100V*1 台
ろ過水給水ユニット	圧力タンク方式：0.14m ³ /分*2-3kg/cm ² ポンプ：40 φ *0.14m ³ /分*20m*1.5Kw*400V*2 台
ろ過水移送ポンプ	水中型：40 φ *0.10m ³ /分 * 11m*0.75Kw*400v*2 台
散水給水ユニット	圧力タンク方式：0.3m ³ /分*4.5-5.7kg/cm ² *1 基 ポンプ：40 φ *0.15m ³ /分*45m*3.7Kw*400V*2 台
次亜塩貯留タンク	FRP(内面塩ビ板)：2.0m ³ *1 基 PP：2.0m ³ *1 基
次亜塩注入ポンプ	ソレノイド駆動ダイヤフラム型 60mL/min 0.7MPa 100V *2 台
汚泥貯留槽攪拌機	水中ミキサ：2.4Kw*1 台

汚泥供給ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプ φ80*0.4 m ³ /min×9m*3.7kW/400V*2台
汚泥脱水機	多重板型スクリュプレス脱水機 スクリュ5本×7kg-DS/ 本・時 3.865kW*400V*1台 (付属設備：両性高分子凝集剤原液装置*1基、両性高分子凝集剤溶解装置*1基、無機凝集剤供給装置*1基)
ケーキコンベア	トラフ型ベルトコンベア：600mm*13,000L*21.9m/分*1.5Kw*400V*1台
ケーキホッパ	8m ³ *パワーシリンダ2台*ロードセル4台
ケーキホッパパワーシリンダ	4000kg*800mm ストローク*30mm/s*1.5Kw*400V*2台
空調機 中央監視室	PMZX-ERMP160FZ：3.5Kw フロン HFC(R-32)*3.6kg
空調機 2階電気室西	PC-P280BF：11.82Kw フロン HFC(R407C)*6.5kg
空調機 2階電気室東	PCZ-ERMP280B4：6.00kW フロン HFC(R-32)*6.5kg
空調機 1階事務室	RCID-GP140RSHP7：3.15Kw フロン HFC(R-32)*2.6kg
空調機 1階水質試験室	RCID-GP140RSHP6：3.3Kw フロン HFC(R-32)*2.6kg
空調機 従業員室	RCID-GP80RSH6：1.55Kw フロン HFC(R-32)*1.9kg
空調機 1階仮眠室	PHM-45EKHF-ST：1.3Kw フロン HCFC(R-22)*2.5kg
空調機 2階会議室	RCID-GP160RSHP7：3.7Kw フロン HFC(R-32)*2.6kg